

## 令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度茨城県滞納債権回収業務

### 2 委託業務の目的

本委託業務は、4（1）に記載する債権に係る滞納債権の回収業務（以下「委託業務」という。）を委託することにより、催告、納付相談、法的措置等を適切に実施し、確実に効率的な債権管理を実現することを目的とする。

### 3 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

### 4 委託する債権

#### （1）委託債権及び債権管理担当課

債権科目	債権管理担当課	委託予定債権額 (債務者数)
茨城県立医療大学付属病院使用料及び手数料	保健医療部保健政策課	203 千円 (2 名)
茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金	福祉部福祉政策課	0 円 (0 名)
茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師 修学資金	保健医療部医療人材課	5,058 千円 (9 名)
茨城県医師修学資金貸付金	保健医療部医療人材課	
茨城県母子・父子・寡婦福祉資金	福祉部青少年家庭課	24,130 千円 (60 名)
中小企業事業継続応援貸付金	産業戦略部産業政策課	9,663 千円 (34 名)
茨城県農業改良資金	農林水産部農業経営課	46,439 千円 (4 名)
茨城県林業・木材産業改善資金	農林水産部林政課	7,116 千円 (2 名)
茨城県県営住宅使用料等	土木部住宅課	68,513 千円 (135 名)
茨城県県営住宅損害賠償金	土木部住宅課	
茨城県奨学資金	教育庁学校教育部高校教育課	39,447 千円 (186 名)
茨城県高等学校等奨学資金	教育庁学校教育部高校教育課	
茨城県育英奨学資金	教育庁学校教育部高校教育課	

茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金	教育庁学校教育部高校教育課	
---------------------------	---------------	--

- ※ 委託予定債権額等は、令和6年2月21日時点のものであるため、変動する可能性がある。
- ※ 委託を行う個別の債権については、委託先と協議の上決定する。
- ※ 債権管理担当課は組織改正により変更となる場合がある。

## (2) 委託債権の範囲

債権管理担当課（上記（1）の債権管理担当課をいう。以下同じ。）が委託することが相当であると判断した債権とする。

ただし、以下の債権については除くものとする。

- ① 訴訟等の法的措置を実施している債権
- ② 破産・免責となった未払者に係る債権
- ③ 生活保護等の経済的な理由で返還を猶予している債権
- ④ 茨城県（以下「甲」という。）が自ら債権回収を行うと判断した債権
- ⑤ その他委託することが適切でないと判断する債権

なお、委託する債権については、委託期間中において随時追加する場合がある。その場合、あらかじめ甲は受託者（以下「乙」という。）と協議を行うものとする。

また、当該債権の回収業務委託後に、乙が受託することが適当でないと判断した債権については、乙は速やかに甲に対しその旨を協議するとともに、当該債権に係る関係書類一式を確実に返却することとする。

## 5 委託業務の内容

### (1) 未収金の回収業務に関すること

- ① 債務者、連帯保証人及び保証人（以下「債務者等」という。）へ本業務の受託通知書を送付し、債権の回収について、その権限があることの提示
- ② 債務者等への納付催告及び納付交渉
- ③ 債務者の返済能力に応じた、分割納付誓約の締結及び分割納付の履行管理
- ④ 未収金の回収状況についての報告
  - ・ 乙は、1月ごとに、4（1）の債権科目ごとに実績報告書を作成し、翌月10日（ただし、10日が甲の閉庁日の場合は翌開庁日）までに甲に提出しなければならない。
  - ・ 乙は、債務者等との交渉の記録を作成し、これを善良な管理者の注意義務を持って保管するものとする。ただし、委託期間終了時及び甲から報告を求められたときは、速やかにその時点までの記録を甲に報告するものとする。
  - ・ 債務者等とのトラブル、苦情が発生した場合は、その状況について随時甲に報告するものとする。また、新たに知り得た債務者等に関する情報についても随時甲に報告しなければならない。
- ⑤ 元金及び利息の収納並びに甲への払込み

- ・ 債務者等から回収した未収金については、乙において開設した本業務専用の決済用預金口座で保管・管理しなければならない。
- ・ 乙は、収納した未収金を翌月 20 日（ただし、20 日が金融機関の休日の場合は翌営業日）までに、甲の指定金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。その際、4（1）の債権名称ごとに区分経理した上で払込みを行うものとする。
- ・ 払込みがやむを得ず遅延する場合は、速やかに文書により甲に報告しなければならない。
- ・ 契約期間終了後に未収金が回収された場合は、直ちに甲に報告の上、指定金融機関等に払い込むものとする。なお、この場合における報酬は支払わないものとする。

（2）債務者等への法的措置に関すること

- ① 債務者等に対する支払督促の申立て
- ② 即決和解の申立て
- ③ 債務者等に対する訴訟の提起
- ④ 訴訟上の和解
- ⑤ 債務者等に対する強制執行の申立て

上記①から⑤を実施する際は、事前に甲と協議を行うものとする。

（3）債務者等への財産調査に関すること

- ① 裁判所における第三者からの情報取得手続の申立て
- ② 裁判所への財産開示手続の申立て
- ③ 弁護士会を介した各種照会

（4）その他

- ① 債務者等からの納付相談に係る対応
- ② 債務者等からの苦情等への対応

6 その他留意すべき事項

（1）乙に提供する情報

乙が本業務を遂行するに当たり必要となる債務者等の情報は債権ごとに債権管理担当課から乙に提供する。なお、提供する債務者等の情報の範囲は以下のとおりとする。また、乙は、委託契約の終了後、甲から提供を受けた情報を甲に返還するものとする。

- ① 債務者等の基本情報  
氏名、生年月日、住所、電話番号、滞納額、貸付金名
- ② 各債権における督促、催告等の状況及びこれまでの納付交渉状況
- ③ その他

乙が行う滞納債権収納業務が円滑に進められるよう、乙から上記①、②以外の情報提供を求められた場合には、債権管理担当課は、当該業務の遂行に必要と認められる範囲で情報を提供するものとする。

## (2) 守秘義務

業務を通じて取得した個人情報については、契約書別紙「個人情報の保護に関する事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、保護を図るために必要な措置を講じること。

業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は委託業務以外に使用してはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

なお、正当な理由のない個人情報の漏えい等については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく罰則が適用される場合がある。

## (3) 委託業務の再委託の禁止

委託業務の全てを第三者へ再委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、甲の承諾を得た上、再委託することができることとする。甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者に対し、乙が負うのと同等の義務を課さなければならない。

## (4) 関係法令等の遵守

委託業務の実施に当たり、関係法令等を遵守するとともに、良識ある言動と丁寧な対応を心がけること。